

旭川市地域情報共有プラットフォーム開発業務に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川市地域情報共有プラットフォーム開発業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本事業では、町内会をはじめとする地域活動団体が抱える「町内会加入率の低下・活動の担い手の減少」「地域活動の停滞や硬直化」等の課題の解決を目指し、地域活動に関する情報を広く市民に発信し地域への関心向上・活動の多様化の機会を創出するとともに、町内会運営に係る業務の負担軽減による担い手の増加を図るため、近年急速に進化するデジタル・IT技術を活用しながら、地域内での情報が集まる拠点（プラットフォーム）を構築し、情報共有の充実・効率化を図ることを目的とする。

第2 業務概要

1 業務名

旭川市地域情報共有プラットフォーム開発業務

2 業務内容

別紙 仕様書のとおり

3 履行期間

契約締結日（令和4年9月30日を予定）から 令和5年3月31日まで

4 予算概要等

この業務に係る予算は17,723,740円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地 旭川市総合庁舎4階

旭川市市民生活部市民活動課市民活動係

電話 0166-25-6012

FAX 0166-25-6515

e-mail shiminkatsudo@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、原則、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公募の日から企画提案書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

ただし、上記(1)の資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には信用確認のため次の書類を徴取する。

- ア 法人にあつては登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの
- イ 個人にあつては身分証明書 ※3か月以内のもの
- ウ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近1事業年度分
- エ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））※3か月以内のもの

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）及び参加表明書において必要に応じて求める添付書類
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 会社概要書（様式3）

(2) 提出期限 令和4年8月10日（水）午後5時00分 必着

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参、郵送若しくは電子メールによること

（電子メールによる場合には、事前に電話連絡すること。）

(5) 提出書類作成時の留意事項

参加表明書の提出後、参加資格要件の確認のために必要な書類等の追加提出を求めることがある。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書の提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和4年8月12日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和4年8月16日（火）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参、郵送若しくは電子メールによること

（電子メールによる場合には、事前に電話連絡すること。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和4年8月18日（木）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書の作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 課題解決のための方策について

- ・町内会等が抱える諸課題を解決するための手法について
- ・住民ニーズの把握・分析に基づく要件定義の手法について

(2) 地域情報共有プラットフォームの機能等について

- ・課題解決のために構築するプラットフォームの機能について
- ・プラットフォームのデザイン及び動作イメージについて
- ・将来的に電子申請アプリケーションを組み込むための仕組みの設計について
- ・デジタルデバインドへの対応について

(3) 利用促進に向けた宣伝・広報支援について

- ・効果的な宣伝・広報の手法について

(4) 業務実施体制等について

- ・当該業務を遂行するための実施体制について

- ・運用時のサポート体制について
 - ・業務スケジュールについて
 - ・プラットフォームで取り扱うデータの管理体制について
- (5) 必要経費について
- ・本業務の遂行に当たり必要な経費の費用積算内訳について
 - ・将来的な財源確保につながる工夫について
- (6) 事業実績について
- ・本業務に関連する事業や他都市での導入等に関する実績について
 - ・過去のシステム開発における、高齢者等リテラシーの低い層へのヒアリング、要件定義等の経験、ノウハウについて

2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式4）に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画提案の詳細
- (2) 事業費等積算内訳
- (3) 事業実績に関する資料等
- (4) その他説明に必要な書類

3 記入上の注意事項

- (1) A4版、両面印刷とし、ページの通し番号を付すこと。
- (2) 企画提案書の提出期限後の訂正・追加・差替等は認めないものとする。
- (3) 「事業費等積算内訳」について、本業務に係る開発コスト（前述の予算額の範囲内とすること）と合わせて、次年度以降5年間における想定ランニングコストについても合わせて提示すること。
- (4) 「事業実績に関する資料等」について、過去5年間における自治体向け導入実績の有無及び内容を提示すること。そのほか、本業務に関連する実績があれば合わせて提示すること。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和4年8月23日（火）午後5時00分 必着
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。
(電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)
- (4) 提出部数 10部

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
- ア 提出書類 質疑応答書（様式5）
 - イ 提出期限 参加表明書に係る質問は令和4年8月2日（火）まで
企画提案書に係る質問は令和4年8月16日（火）まで
 - ウ 提出場所 第3に同じ。
 - エ 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、旭川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、旭川市地域情報共有プラットフォーム開発業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて5名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した企画提案書の提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 課題解決の方向性について
- (2) 住民ニーズの把握について
- (3) プラットフォームの機能等について
- (4) 利用促進について
- (5) 実施体制について
- (6) 業務スケジュールについて
- (7) データの管理体制について
- (8) 事業経費について
- (9) 業務実績等について

4 受託候補者の特定

(1) 審査員の採点（第一段階）

各委員は、企画提案者ごとに、3の評価基準等に基づき採点し、この点数を当該企画提案者の「審査点」とする。

(2) 順位点の計算（第二段階）

各委員は、前項の「審査点」の高い者から順位を付け、その順位を当該企画提案者の「順位点」とする。

（例 1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、4位＝4点、5位＝5点、6位＝6点・・・）

(3) 評価点の計算（第三段階）

(2)により求められた各委員の「順位点」のうち、最も大きい点数と小さい点数を除いて合計したものを企画提案者ごとの「評価点」とする。ただし、同一の企画提案者について最も大きい順位点又は最も小さい順位点を付けた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の順位点を除くものとする。

(4) 受託候補者の特定（第四段階）

(3)により求められた各企画提案者の「評価点」の点数の最も低い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。なお、同点となるものが2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかつた者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参、ファクシミリ、又は電子メールによること

(ファクシミリ又は電子メールによる場合は事前に電話連絡すること。)

(3) 市長は、(2)の説明を求められた日から7日以内に説明を求めた者に対し回答する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあつても、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

- 4 支払条件
後払いとする。

第11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合には、速やかに書面（様式は任意）で旭川市へ報告すること。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

| 実施内容 | 実施期間又は期日 |
|-----------------------------|----------------------------|
| 参加表明書の提出 | 令和4年8月10日（水）まで |
| 参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請 | 令和4年8月12日（金） 予定 |
| 企画提案書の提出 | 企画提案書提出要請日から令和4年8月23日（火）まで |
| ヒアリング等 | 令和4年9月1日（木） 予定 |
| 企画提案書審査結果の通知 | 令和4年9月上旬 予定 |
| 契約締結 | 令和4年9月下旬 予定 |